

スタートアップオフィス「F-SUS よこはま」利用会員募集の案内

制 定 令和2年4月1日

F-SUS よこはまの目的

横浜で活躍する女性の起業家の創出・成長を目的に、横浜市より運営補助を受けてF-SUS よこはまは設置されました。F-SUS よこはまはシェアオフィスとしての場所の提供にとどまらず、利用会員に対して積極的に総合的な支援を行うことで、ビジネスにチャレンジする方が横浜市内で事業を継続・発展できることを目的としています。シェアオフィスには、インキュベーション・マネージャーを配し、会員の事業成長を伴走型で支援します。

施設の利用概要

1 所在地

横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター11F

* JR根岸線、横浜市営地下鉄「関内」下車徒歩 10 分

* みなとみらい線「日本大通り」3番出口直結

2 設備概要

当施設は女性専用の会員制シェアオフィスとなります。

(1) 個別デスク (8 席)

(2) 共用デスク (6 席)

(3) 商談スペース

(4) ミニロッカー (個別メールボックスを兼ねる)

(5) コピー機/プリンター

(6) インターネット回線 (無線LANによる接続)

(当施設においてインターネット使用時のデータの保持を保証するものではありません。)

(7) ミニセミナールーム ※別途利用規則あり

(8) 電話ブース

3 利用時間

月～日曜日 7:00～21:00

(祝日、国民の休日及び12月29日～1月3日を除く)

4 施設利用料

8,000円(税抜)/月(光熱費含む)

* 3ヶ月分毎の前納となります。

5 住所の利用、郵便物の受け取り

(1) 会員は、当施設の住所を自らのオフィスの住所として、各種契約書上の表記住所ならびに公的な届け出上の住所として使用することができます。(法人登記はできません)。

(2) 会員は上記(1)の住所で郵便物を受け取ることができます。

会員について

F-SUS よこはま会員は、財団が必要と認める場合において公募にて募集し、選考の上で決定します。

6 会員の申込条件

- (1) 女性が代表者を務める、設立して概ね5年以内の株式会社等
- (2) 横浜在住で個人事業を行っている女性の方（将来の法人化をご検討の方）
- (3) 横浜市内にて概ね1年以内に会社設立を予定している女性

自ら事業を営み、財団の支援を受けながらビジネス上の成長・発展を目指す上記のいずれかに該当する方

※ご利用は個人事業者の場合は本人のみとし、法人の場合は代表者のほか女性従業員等2名までご利用できます。

※反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約いただきます。

7 会員の義務

- (1) 会員は利用規則等、財団が別途定める当施設利用規則を遵守しなければならない。また、それらに変更のあった場合、その変更に従わなければならない。
- (2) 会員は申込時に財団に提出した「事業計画書」に記載されていない事業を当施設において行おうとする場合、事前にその旨を申し出、甲の承認を受けなければならない。
- (3) 会員は、財団と求めに応じて財団がサポートを行う際に必要となる資料（事業計画書、決算関係書類等）の開示を行わなければならない。
- (4) シェアオフィスF-SUS よこはまを月に2回以上利用すること。
- (5) インキュベーションマネージャー又は財団の専門家、職員のいずれかと2ヶ月に1回以上面談を行い、アドバイスを受けること。
- (6) 会員は事業進捗状況について報告するイベントに、少なくとも年間1回参加しなければならない。
- (7) 会員は財団に提出した書類に契約期間中に何らかの変更があった場合、変更から2週間以内に変更内容及び変更を証明する書類を財団に提出しなければならない。

8 利用契約について

(1) 契約形態

公益財団法人横浜企業経営支援財団と「会員契約書」を締結していただきます。

(2) 契約期間

会員から退会の申し出がなく、第7条に規定する会員の義務の履行し、第10条の規定に該当しない場合は1年間利用頂けます。会員からの更新の申し出を受けたら、財団は別に定めるF-SUS 審査会で更新の可否を審査します。審査会において更新が認められた会員は、契約期間を更に1年間延長し、契約期間は最長3年間とします。

(3) 途中解約

契約期間中に利用者の都合で解約する場合は、徴収した会費は返還しません。

9 その他留意事項

施設利用者には、当ビルおよび当財団が別に定める利用規則等に従っていただきます。また管理法規およびに関係諸官庁の指導を遵守していただきます。

10 契約解除

財団は会員が下記の状態にあるときには、いつでも契約を解除することができる

- (1) 職員の指示に従わないとき
- (2) 正当な理由がなく会員の義務を履行しない場合

会員登録に必要な書類等

1 提出書類

- (1) 会員登録申込書
- (2) 事業計画書
- (3) 履歴事項全部証明書（法人の場合のみご提出ください）
- (4) 開業届（個人の場合のみご提出ください）
- (5) 決算書（既に事業を開始されている方はご提出ください。）
- (6) 代表者の住民票
- (7) 法人市民税納税証明書（個人の場合は市民税納税証明書）

2 提出先

会員募集期間中に下記受付まで直接ご持参いただくか、郵送にてご提出ください。会員募集期間は当財団ホームページにて公表します。

*受付時間：月～金曜日、9：00～17：00

*提出頂いた書類は返還しません。

3 質疑受付

ご質問は随時受け付けいたします。施設見学ご希望の場合はあらかじめご連絡の上おいでください。

会員登録について

会員登録にあたっては、書類、面接による選考を行い登録の可否を決定します。

書類の提出先、お問い合わせ先

横浜市中区日本大通 11 番地 横浜情報文化センター7F

(公財) 横浜企業経営支援財団 経営支援担当

TEL：045-225-3714 E-mail：keiei@idec.or.jp